条例の制定・廃止と一部改正

上位法の改正や消費税等の取扱いの明確化、及び新庁舎や佐賀保育所の移転などに伴う条例の制定、廃止、一部改正をするもの

条例の制定

3年を限度に配偶者同行休業が

●職員の配偶者同行休業の条例の制定

職員が、外国で勤務等をする配偶者と3年を限度として生活を共にすることを可能とする休業制度を盛り込んだ条例を制定するもの。

可決（全員）

県から市町村への事務権限移譲で

●指定居宅介護支援等の事業の人員、運営の基準を定める条例の制定

介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定や更新、指定内容の変更届、体制届の受理、実地指導等の事務は、平成30年4月1日以降、市町村が実施することとされ、高知県から市町村への権限委譲により、新たに制定するもの。

可決（全員）

条例の廃止

貸付の実施なく制度不要に

●佐賀町同和小口資金貸付基金条例を廃止

新たな貸付の実施がないなど基金制度の必要性がないための廃止。

可決（全員）

条例の一部改正

介護保険の事業計画策定で

●介護保険条例の一部改正

介護サービスの必要量の見込み等を踏まえて、介護保険料などが決定される。

介護保険事業計画の平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画の策定による条例の一部改正。

可決（多数）

討論

反対 宮地 葉子議員

介護保険会計が年々苦しくなる根本的な問題は、国が社会保障費予算を削っていることにある。

高齢化が進む中、国に社会保障費を上げるように声をあげていかなければ、根本的な解決にはならない。行政も税金の値上げは苦渋の提案だったと思うが、町民が介護保険料を払わないと行政が大変となり、払うと町民の暮らしが大変になる。

地方自治体は、国の政治からの防波堤となって住民の命と暮らしを守り、福祉の向上に努める原点を追求するべきだと考えて、介護保険料の値上げには反対する。

新庁舎に移転で位置の変更

●教育研究所設置条例の一部を改正

教育研究所が教育委員会部局と共に新庁舎へ移行したことにより、その位置を改めるもの。

可決（多数）

Q 藤本 岩義議員

教育研究所が1月9日に新庁舎に移っているのであれば、「この条例を公布の日から施行し、平成30年の1月9日から適用する」とする方が整合性が出るのでは。

A 松田 副町長

実際、1月9日以前に条例の提案をしなくてはならないところが、今回、遅れた上程となった。

公布と適用をずらすという方法もあるが、1月9日に移行しているので、条例の提案の仕方については、この方法でご理解頂きたい。

本庁に移行した教育委員会部局と教育研究所

名称変更や介護者明確化を

●在宅介護手当の支給の条例の一部改正

名称変更、介護者の明確化、支給期間等の改正が必要なため、条例の一部を改正するもの。

可決（全員）

討論

賛成 坂本 あや議員

この改正は、申請の翌月からが期限月となっていたものが、提出月も含まれる。また、死亡して介護の必要がなくなった場合、その月は認定月とする改訂だ。ただ、支給日の改正にはまだ至っておらずこれから努力が必要と思う。

徐々に、こうした介護をされる方々への配慮ある政策への改正については賛成する。